

(意見書案第 20 号)

マイナンバーカードの安全と信頼の確保の取組を求める意見書

国が普及を進めているマイナンバーカードは、現在、人口の約80%に当たる9,886万人が申請しているが、次々と問題が明らかになっている。令和5年6月時点の報道によると、マイナンバーカードと一体化した健康保険証に他人の情報を登録していた件数は7,300件、公金受取口座に他人の口座を登録していた件数が748件、本人ではない家族名義の口座を登録していた人に至っては13万人を上回るなど、マイナンバーカードの信用を揺るがす事態となっている。

そのほかにも、マイナポイントを誤って他人に付与していたことや、マイナンバーカードを活用した住民票の写しなどの交付で別人の証明書を交付していたり、本人が希望していないのにマイナンバーカードと健康保険証を一体化していたなど、不具合が多岐にわたるとともに、これらに関し、デジタル庁は2月に把握していたにもかかわらず、対策を怠っていたことが明らかとなった。

国は人為的ミスと強調しているが、金融機関の口座登録などを含め、システム的な問題も浮き彫りになっている。政府は一連のトラブルを受けて、既存データやシステムの総点検を進め、国民の間に生じた様々な不安を払拭する必要がある。

よって、国においては、こうした様々な問題が再発することのないようにするとともに、国民の理解を十分得よう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月15日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
デジタル大臣

} 宛